

議案第97号

石岡市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年8月31日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

石岡市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例

石岡市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年石
岡市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。